

# 飲食店でテイクアウトやデリバリーを 始めたい方は保健所へご連絡ください。

## 1 必要な営業許可や手続きについて

既に「飲食店営業」の許可をお持ちの方は、保健所へご連絡いただくことで手続きが可能です。

【保健所の連絡先(食品・生活衛生課直通)】

佐久保健所:0267-63-3297	上田保健所:0268-25-7152	諏訪保健所:0266-57-2929
伊那保健所:0265-76-6839	飯田保健所:0265-53-0446	木曾保健所:0264-25-2235
松本保健所:0263-40-1942	大町保健所:0261-23-6528	長野保健所:026-225-9065
北信保健所:0269-62-3106	長野市保健所:026-226-9970	松本市保健所:0263-40-0705

## 2 テイクアウトやデリバリーが可能な品目について

弁当や一般的な惣菜であればテイクアウトやデリバリーが可能です。

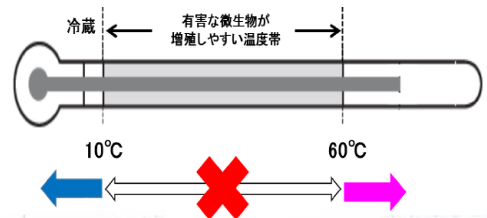


※自家製のパン、漬物、生肉などを販売する場合は別の許可が必要になる場合があります。



## 3 衛生上の注意事項について

- ・ 保管や運搬の際の温度管理が重要です。
- ・ 食品の作り置きや能力を超えた製造は食中毒のリスクが高くなるので控えましょう。



※弁当や仕出しは検食の保存が義務付けられています。

(検食: 弁当等をメニュー単位で50g程度ずつ2週間冷凍保存)

## 4 食品表示について

客の注文に応じて弁当や惣菜をその場で容器に詰めて販売(配達)する場合は表示は不要ですが、容器包装に入れたものを店頭で陳列する場合は表示が必要になります。